

議案第 27 号

東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則

東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
(昭和 53 年板橋区教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正す
る。

第 6 条の 6 を次のように改める。

(主任教諭等)

第 6 条の 6 学校に主務教諭を置くことができる。

- 2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学
校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
- 3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。
- 4 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養
護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の
職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。
- 5 前項に規定する主務教諭の職名は、第 3 項の規定にかかわらず、主
任養護教諭とする。
- 6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄
養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に
関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置く
ことができる。
- 7 前項に規定する主務教諭の職名は、第 3 項の規定にかかわらず、主
任栄養教諭とする。

第7条第1項ただし書中「主幹教諭」の次に「又はこれらの主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加え、同条第2項中「主幹教諭」の次に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加え、同条第3項中「主幹教諭」の次に「又はこれらの主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

第9条第2項中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条第1項中「、第6条の6」を削り、同条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

（主任教諭及び主任養護教諭）

第24条 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

主務教諭の導入により、関連する規則を改正する必要があるため。

東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

新	旧
○東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年 9 月29日 東京都板橋区教育委員会規則第 6 号 第 1 条～第 6 条の 5 略 (主任教諭等) 第 6 条の 6 学校に主務教諭を置くことができる。	○東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年 9 月29日 東京都板橋区教育委員会規則第 6 号 第 1 条～第 6 条の 5 略 (主任教諭等) 第 6 条の 6 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。
2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。	2 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。
3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。	3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。
4 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。	
5 前項に規定する主務教諭の職名は、第 3 項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。	
6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。	
7 前項に規定する主務教諭の職名は、第 3 項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。	

新	旧
(主任) 第7条 小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又はこれらの主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。 2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又はこれらの主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 第8条 略 第9条 略 2 第8条第1項第5号に規定する研究主任は、当該学校の指導教諭、主務教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。 3 略 第10条～第23条 略 (主任教諭及び主任養護教諭) 第24条 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。 2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。 (準用規定) 第25条 第3条から第5条まで、第6条(第1項、第2項及び第4項を除く。)、	(主任) 第7条 小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。 2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 第8条 略 第9条 略 2 第8条第1項第5号に規定する研究主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。 3 略 第10条～第23条 略 新設 (準用規定) 第24条 第3条から第5条まで、第6条(第1項、第2項及び第4項を除く。)、

新	旧
第11条の2、第11条の3、第11条の5から第11条の7まで、第13条、第14条、第16条、第17条及び第21条の規定は幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と読み替えるものとする。 第26条 略 第27条 略 第28条 略 以下略 附 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。	第6条の6、第11条の2、第11条の3、第11条の5から第11条の7まで、第13条、第14条、第16条、第17条及び第21条の規定は幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と読み替えるものとする。 第25条 略 第26条 略 第27条 略